

官報

号外 昭和三十七年四月十九日

第四十回 衆議院會議録 第三十八号

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

議事日程 第三十五号

午後二時開議

第一 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

午後二時三十六分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案

右 国會に提出する。

昭和三十七年二月一日
内閣総理大臣 池田 勇人

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 外交政策上の経済協力(技術協力を含む。以下同じ。)の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 外交政策上の経済協力を推進し、及び本邦からの海外投資に関する利益を保護するため必要な措置をとること。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済協力局」に改め、同条第四項を削る。

第八条第一項第四号中「技術協力を含む。以下同じ。」を削る。

第十条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(経済協力局の事務)
第十条の二 経済協力局において、次の事務をつかさどる。
一 経済協力に関する協定に関すること。
二 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。
三 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。
四 国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。
第二十五条第二項中「それぞれ特命全權大使及び特命全權公使」を「特命全權大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七八人」に、「三三三人」を「三三〇人」に、「三九八人」を「二、四四八人」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則
理由
外交政策上の経済協力を推進するため経済協力部を経済協力局に昇格し、その所掌事務を定めるほか、在外公館の増強等に伴い、定員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 たいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨について申し上げますと、外交政策上の経済協力を推進するため、経済協力部を局に昇格し、その所掌事務を定めるほか、ジュネーヴ国際機関日本代表部部長の長を公使

より大使に昇格するとともに、在外公館の増強等のため、特別職三人、一般職四十七人を増員すること等であります。

本案は、二月一日日本委員会に付託され、同日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十八日、質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党共同提案にかかる、施行期日を公布の日に変更、定員に関する改正規定は四月一日適用とする旨の修正案が提出され、草野委員より趣旨説明がなされた後、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案の通り修正決議いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
外務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員倉修正)

外務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十七年四月一日を「公布の日」に、「昭和三十七年十月一日から施行する。」を「昭和三十七年十月一日から施行し、第三十条の表の改正規定は同年四月一日から適用する。」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

昭和三十七年四月十九日 衆議院會議録第三十八号 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

日程第二 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、建築物用地下水の採取の規制に関する法律案を議題といたします。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎君

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 建築物用地下水の採取の規制(第三条―第十条)
- 第三章 雑則(第十一条―第十六条)
- 第四章 罰則(第十七条―第十九条)
- 附則
- 第一章 総則
- 第一条 この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「建築物用地下水」とは、冷房設備、水洗

便所その他政令で定める設備の用に供する地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉及び工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第二条第二項に規定する工業の用に供するものを除く。)をいう。

2 この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ)が六平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川の区域内のものを除く。)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取の規制

(規制を行なう地域の指定)

第三条 この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内において地下水を採取したことに伴つて地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。

2 建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む。以下同じ)町村の長の意見をきかなければならない。

(建築物用地下水の採取の許可)

出口の断面積を定めて、建設省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下指定都市)という。)の区域内にあつては、指定都市市長、以下第十五条を除き同じ)の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができ。

4 都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することができ。ただし、その条件は、その許可を受けた者(以下「採取者」という。)に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

5 建設大臣は、第二項の建設省令の制定又は改廃を行なおうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基準に係る指定地域の

全部又は一部が工業用水法第三条の政令で定める地域と重複するときは、通商産業大臣に協議しななければならない。

(国又は都道府県の特例)

第五条 国又は都道府県(指定都市の区域内にあつては、指定都市を含む。以下この条において同じ。)が建築物用地下水を採取する揚水設備については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

(経過措置)

第六条 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が第四条第二項の建設省令で定める技術的基準に適合するものにより建築物用地下水を採取している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより建築物用地下水を採取している者は、当該指定地域の指定の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間内に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して一月以内に、建設省令で定めるところにより、当該指定地域の指定の日とあるのは、「当該政令の施行の日」と読み替へるものとする。

ろにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、第二条第一項の政令又はこれを改正する政令の施行に伴い新たに建築物用地下水となる地下水を当該政令の施行の際現に指定地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について適用する。この場合において、前二項中「当該指定地域の指定の日」とあるのは、「当該政令の施行の日」と読み替へるものとする。

5 第四条第二項の建設省令を改正する建設省令の施行の際現に指定地域内において改正後の建設省令で定める技術的基準に適合しない許可揚水設備(同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同じ)(第二項(前項)において準用する場合を含む)の許可揚水設備を除く。)により建築物用地下水を採取している者がある場合において、当該許可揚水設備に係る同条第一項の許可は、当該建設省令を改正する建設省令の施行の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した時にその効力を失う。

(氏名等の変更の届出)

第七条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の承継)

第八条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これ

により建築物用地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があつた場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第九條 採取者がある許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該許可揚水設備に係る第四條第一項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 許可揚水設備により建築物用地下水を採取することを廃止したとき。

二 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を六平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

(監督処分)

第十條 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第四條第一項の許可を受けた者又は同条第四項の規定により附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第四條第一項の規定に違反して同項の許可を受

けず、又は同条第四項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をすべき者について聴聞を行なわなければならない。

4 都道府県知事は、予想することができなかつた激激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しく、第四條第二項の建設省令で定める技術的基準が改正された場合において、第六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む)又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改正後の建設省令

で定める技術的基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

第三章 雑則

(土地の立入り)

第十一條 建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができ

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国又は都道府県(指定都市の区域内にあつては、指定都市。以下この条において同じ。)は、第一項の規定による立入りにより他人に損失を及ぼした場合には、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者との協議しなければならない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

第十二條 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第十三條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要がある場合においては、指定地域内において建築物用地下水を採取している者に対して、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四條 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所立ち入り、当該設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の申出)

第十五條 都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。

(国等の援助)

第十六條 国及び地方公共団体は、許可揚水設備により採取される建築物用地下水を使用する設備を地下水を使用しないものに改造することを促進するため、当該改造につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第四章 罰則

第十七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の許可を受けないうで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者

二 第十條第二項又は第四項の規定による都道府県知事の処分を違反した者

第十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

昭和三十七年四月十九日 衆議院會議録第三十八号 建築物用地下水の採取の規制に関する法律案 鉄道敷設法の一部を改正する法律案

条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十二条の規定に違反して第十一條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
三 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條第二項、第四條第五項、第十一條、第十二條、第十五條、第十八條第二号及び第十九條の規定は、公布の日から施行する。(地盤沈下の著しい地域に関する特例)
2 この法律の施行の日から起算して二月以内に指定地域となつた地域で、その指定の際すでに地盤が著しく沈下しているため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれ著しい地域として政令で定めるもの内において建築物用地下水を採取している者については、第六條第二項中「二

年を下らない期間で建設省令で定める期間」とあるのは、「二年(政令で定める区域については、六月)とする。」
(建設省設置法の一部改正)
3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第二十二号の三の次に次の一号を加える。
二十二の四 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔田村元君登壇〕
○田村元君 たいま議題となりました建築物用地下水の採取の規制に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年わが国経済の発展に伴い、地下水の採取が著しく増大し、大阪府下その他各地において地下水位が異常に低下し、このため地盤の沈下が引き起こしているのを、これを防止するために、工業用水法による規制のほか、冷房設備用、水洗便所用等の建築物用地下水の採取についても必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護をはかり、もって公共の福祉に寄与することを目的とするもので、おもな内容は次の通りであります。

第一に、建築物用地下水の採取を規制する地域は、その地域内で地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って災害が生ずるおそれがある場合、建設大臣が関係都道府県知事及び市町村長の意見を聞いて、政令で指定することができるようにしたことであり、
第二に、建築物用地下水の採取を規制する地域内で、吐出口が六平方センチメートルをこえる揚水設備で建築物用地下水を採取しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬこととし、知事は、この揚水設備が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ許可をしてはならないようにしたことであり、
第三に、建築物用地下水の採取を規制する地域が政令で指定された際、その地域内で建設省令で定める技術的基準に適合しない揚水設備を使用している者は、指定の日から二年を下らない期間で建設省令で定める期間を越えては採取することができないようにしたほか、すでに地盤が著しく沈下しているため災害の発生が予測される地域については、猶予期間を特に一年または六カ月に短縮したことであり、
第四に、この法律に違反した者は、採取の制限、許可の取り消し等必要な措置を命ずることができるようとしたことであります。

本案は、参議院先議のため、去る三月二十九日本委員会に付託されたもの、四月十三日本委員会に付託されたもので、その間慎重審議いたしました。その詳細につきましては會議録に譲ることいたします。

かくて、四月十八日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第三、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国会に提出する。
昭和三十七年四月五日
内閣総理大臣 池田 勇人

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

別表第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三ノ二 栃木県上三枝ヨリ西那須野ニ至ル鉄道
別表第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九ノ二 茨城県鹿島ヨリ千葉県佐原ニ至ル鉄道
別表第四十九号の次に次の一号を加える。
四十九ノ二 千葉県船橋ヨリ小金ニ至ル鉄道
別表第五十五号ノ二の次に次の一号を加える。
五十五ノ三 新潟県直江津ヨリ松代附近ヲ經テ六日町ニ至ル鉄道及松代附近ヨリ分岐シテ湯沢ニ至ル鉄道
別表第六十八号の次に次の一号を加える。
六十八ノ二 石川県飯田ヨリ始島ニ至ル鉄道
別表第七十二号の次に次の一号を加える。
七十二ノ二 愛知県瀬戸ヨリ稲沢ニ至ル鉄道
別表第七十五号の二の次に次の二号を加える。
七十五ノ三 三重県津附近ヨリ松阪ヲ經テ伊勢ニ至ル鉄道
七十五ノ四 三重県伊勢ヨリ長島ニ至ル鉄道
別表第八十号の次に次の一号を加える。
八十ノ二 京都府広野ヨリ大阪府長尾ニ至ル鉄道
別表第一百十号ノ三の次に次の一号を加える。
百十ノ四 福岡県田野浦附近ヨリ會根ニ至ル鉄道
別表第一百二十三号の次に次の一号を加える。
百二十三ノ二 宮崎県恒久ヨリ内海附近ニ至ル鉄道

かくて、四月十八日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第三、鉄道敷設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国会に提出する。
昭和三十七年四月五日
内閣総理大臣 池田 勇人

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

別表第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三ノ二 栃木県上三枝ヨリ西那須野ニ至ル鉄道
別表第三十九号の次に次の一号を加える。

別表第四百十二号ノ三の次に次の
一号を加える。
百四十二ノ四 落合ヨリ申内附近
ニ至ル鉄道

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

わが国の経済規模の発展の傾向に
かんがみ、日本固有鉄道敷設すべ
き予定鉄道線路を追加する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。運輸委員長簡牛几夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔簡牛几夫君登壇〕

○簡牛几夫君 たいま議題となりま
した鉄道敷設法の一部を改正する法律
案について、運輸委員会における審査
の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

御承知のように、鉄道敷設法は、日
本固有鉄道の敷設すべき予定鉄道線路
並びに日本固有鉄道に線路の敷設を許
可する場合に必要な手續等を定めたも
のであります。本法案は、わが国の
今後における経済規模の拡大的な発展
の傾向にかんがみ、鉄道建設審議会の
答申に基づき、鉄道敷設法の別表に新
たに十二の線路を追加しようとするも
のであります。

本法案は、四月五日日本委員会に付託
され、十一日政府より提案理由の説明
を聴取し、十八日質疑を行ないました

が、その詳細は会議録によって御承知
をお願いいたします。

かくて、同日、質疑を終了し、討論
を省略、採決の結果、本法案は全会一
致をもって原案の通り可決いたしました
た。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

本案の委員長の報告は可決でありま
す。本案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よっ
て、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

日程第四 下請代金支払遅延等防
止法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、下請
代金支払遅延等防止法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

下請代金支払遅延等防止法の一
部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法(昭和
三十一年法律第二十号)の一部を
次のように改正する。

第四条に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容と同
種又は類似の内容の給付に対し

通常支払われる対価に比し著し
く低い下請代金の額を不当に定
めること。

六 下請事業者の給付の内容を均
質にし又はその改善を図るため
必要がある場合その他正当な理
由がある場合を除き、自己の指
定する物を強制して購入させる
こと。

七 親事業者が第一号若しくは第
二号に掲げる行為をしている場
合又は第三号から前号までに掲
げる行為をした場合に下請事業
者が公正取引委員会又は中小企
業庁長官に対しその事実を知ら
せたことを理由として、取引の
数量を減じ取引を停止し、その
他不利益な取扱いをすること。

第六条中若しくは第二号を「
第二号若しくは第七号に、「若しく
は第四号を」から第六号まで」に改
める。

第七条第一項中「又は第二号」を
「第二号又は第七号」に、「又はそ
う下請代金を支払うべきこと」を、
その下請代金を支払い、又はその不
利益な取扱いをやめるべきこと」に
改め、同条第二項中「又は第四号」を
「から第六号まで」に、「又はその下
請事業者の給付に係る物を再び引き
取るべきこと」を、その下請事業者
の給付に係る物を再び引き取り、そ
の下請代金の額を引き上げ、又はそ
の購入させた物を引き取るべきこ
と」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算し
て三十日を経過した日から施行す
る。

理由

下請代金支払遅延等防止法の施行
後の経験にかんがみ、親事業者の違
守事項を追加する等により、下請事
業者の利益を保護する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。商工委員会理事内田常雄
君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 たいま議題となりま
した下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案につきまして、商工
委員会における審査の経過並びに結果
の概略を御報告申し上げます。

最近、景気の停滞等によるしわ寄せ
を下請事業者に転嫁しようとする親事
業者の不正な行為が増大しつつあり
ますので、これを防止して、下請事業
者の利益を一そう保護するため、本法
案をさらに強化する必要があるというの
が、提案の理由であります。

この法案の概要は、親事業者がして
はならない事項として、不当な買いた
たき、自社製品、手持原材料等の購入の
強制及び報復措置の三つの事項を追加
し、これに伴って関係規定に所要の改
正を行なわれんとするものであります。

本案は、三月十四日当委員会に付託
され、十六日提案理由の説明を聴取し
て質疑に入り、昨十八日、一切の質疑
を終了いたしました。本案に対し
ては、三党共同提案をもって、親事
業者が下請事業者に交付する書面に
は、下請代金の支払期日も記載する

こと、その支払期限は六十日以内で、
しかもできる限り短い期間内で定める
こと、及び六十日経過後は遅延利息を
払うこと等の規定を追加する趣旨の修
正案が提出され、田中武夫君の趣旨説
明の後、直ちに採決に付しましたこと
ろ、全会一致をもって修正案の通り修
正議決すべきものと決した次第であり
ます。

なお、議決後、本案に対し、同じく
三党共同提案をもって、下請事業者が
親事業者と対等な地位を確保するた
め、その自主的組織の結成及び育成
等、積極的施策を講ずべき趣旨の附帯
決議案が提出され、岡本茂君の趣旨説
明の後、これまた全会一致をもって提
案通りの附帯決議を付した次第であり
ます。

以上をもって御報告を終わります。
(拍手)

〔参照〕

下請代金支払遅延等防止法の一
部を改正する法律案に対する修
正案(委員会修正)

下請代金支払遅延等防止法の一部
を改正する法律案の一部を次のよう
に修正する。

第四条の改正に関する部分の前に
次のように加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日
は、親事業者が下請事業者の給付
を受領した日から起算して、六十
日の期間内において、かつ、でき
る限り短い期間内において、定め
られなければならない。

昭和三十七年四月十九日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長の報告

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三條中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四條第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

第六條の改正に関する部分の前に次のように加える。

第四條の次に次の一條を加える。

(遅延利息) 第四條の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これもつて散会いたします。

午後二時四十六分散会

出席國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君

運輸大臣 斎藤 昇君

建設大臣 中村 梅吉君

出席府委員

總理府総務長官 小平 久雄君

公正取引委員会委員長 佐藤 基君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十七日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とイタリヤとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(理事補欠選任) 一、去る十七日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 澁谷 直藏君(理事松山千恵子君去る十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任) 一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 谷垣 專一君
文教委員 井伊 誠一君
社会労働委員 赤松 勇君
赤松 悠藏君
佐々木良作君
農林水産委員 亀岡 高夫君
栗林 三郎君
建設委員 兒玉 末男君
勝間田清一君
議院運営委員 井堀 繁男君
一、昨十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大森 玉木君
島村 一郎君
西村 英一君
細田 吉藏君
法務委員 池田 清志君
渡邊 良夫君
文教委員 原田 憲君
勝間田清一君
早川 崇君

社会労働委員 加藤謙五郎君
佐伯 宗義君
八田 貞義君
早川 崇君
松山千恵子君
米田 吉盛君
渡邊 良夫君
赤澤 正道君
池田 清志君
海部 俊樹君
始関 伊平君
白濱 仁吉君
壽原 正一君
原田 憲君

商工委員 始関 伊平君
佐伯 宗義君
運輸委員 西村 英一君
島村 一郎君
建設委員 栗林 三郎君
予算委員 赤澤 正道君
加藤謙五郎君
決算委員 久保 三郎君
山田 長司君

(常任委員補欠選任) 一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 谷垣 專一君
文教委員 赤松 勇君
赤松 悠藏君
井堀 繁男君
社会労働委員 亀岡 高夫君
勝間田清一君
農林水産委員 栗林 三郎君
建設委員 兒玉 末男君
議院運営委員 井堀 繁男君
一、昨十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 大森 玉木君
島村 一郎君
西村 英一君
細田 吉藏君
法務委員 池田 清志君
渡邊 良夫君
文教委員 原田 憲君
勝間田清一君
早川 崇君

社会労働委員 加藤謙五郎君
佐伯 宗義君
八田 貞義君
早川 崇君
松山千恵子君
米田 吉盛君
渡邊 良夫君
赤澤 正道君
池田 清志君
海部 俊樹君
始関 伊平君
白濱 仁吉君
壽原 正一君
原田 憲君

商工委員 始関 伊平君
佐伯 宗義君
運輸委員 西村 英一君
島村 一郎君
建設委員 栗林 三郎君
予算委員 赤澤 正道君
加藤謙五郎君
決算委員 久保 三郎君
山田 長司君

(特別委員辞任) 一、去る十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 小林 進君
一、昨十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

荒船清十郎君 内田 常雄君
井堀 繁男君 永山 忠則君
藤原 節夫君 松本 一郎君
山本 猛夫君 松本 一郎君
門司 亮君 内田 常雄君
荒船清十郎君 田中 榮一君
蔵内 修治君 井堀 繁男君
科学技術振興対策特別委員 山田 長司君 日野 吉夫君

(議案提出) 一、去る十七日議員から提出した議案は次の通りである。

医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出)

一、去る十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
 自動車の保管場所の確保等に関する法律案
 (議案付託)

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
 中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二十六号)

内閣委員会 付託
 中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二十四号)
 中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出、衆法第二十五号)
 中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出、衆法第四二二号)

以上三件 商工委員会 付託
 一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
 中小企業基本法案(永末英一君提出、参法第一〇号)(予)

商工委員会 付託
 一、昨十八日委員会に付託された議案は次の通りである。
 医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出、衆法第四三三号)
 社会労働委員会 付託
 (議案送付)

一、去る十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 本船運送法の一部を改正する法律案
 財政法の一部を改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出)

中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)
 中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出)

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 医療法の一部を改正する法律案(藤本捨助君外六名提出)
 (条約通知)

一、去る十七日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
 航空業務に関する日本国とパキスタンとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 航空業務に関する日本国とイタリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 (議案撤回)

一、昨十八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
 下請関係法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第二二二号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 一 議案の要旨及び目的
 本案の改正点は、次のとおりである。

1 外交政策上の経済協力を推進するため、経済局の経済協力部を局に昇格し、経済協力に関する協定及び国際機関との協力並びに本邦からの海外投資に関する利益の保護等に関する事務を所掌させること。
 2 ジェネーブにおける重要国際会議には諸外国は必ず大使級以上の代表を出席させている実情を考慮して、わが国もその都度、大使級の代表を送りようにするため、在ジェネーブ国際機関日本政府代表部の長を公使より大使に昇格すること。
 3 定員を五〇人(新規増、特別職三人、一般職四三人、計四六人、定員外職員(定員化四人)増員して、二、四四八人に改めること。

二 議案の修正議決理由
 本案は、外交事務の円滑化を図るため、妥当な措置と認められるが、その施行期日については、四月一日が既に経過しているため、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
 三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費として、約八千三百九十七万三千円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

昭和三十七年四月十八日
 内閣委員長 中島 茂喜
 衆議院議長清瀬一郎殿
 右報告する。

〔別紙〕
 附 則
 (小字及び一は修正)

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。第三十條の改正規定は同年四月一日から適用する。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
 一 議案の要旨及び目的
 本案は、近年わが国経済の発展に伴い、地下水の採取が著しく増大し、各地において地下水位が異常に低下し、このため地盤の沈下をひき起こしているため、これを防止するために工業用水法による規制のほか、冷房設備用、水洗便所用等の建築物用地下水の採取についても必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とするもので、その要旨は次の通りである。

1 建築物用地下水の採取を規制する地域は、その地域内で地下水を採取したことに伴って地盤が沈下し、これに伴って災害が生ずるおそれがある場合、建設大臣が関係都道府県知事及び市町村長の意見をきいて政令で指定することができることとする。

2 建築物用地下水の採取を規制する地域内で、吐出口が六平方センチメートルをこえる揚水設備で建築物用地下水を採取しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、知事はこの揚水設備が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ許可をしてはならないこととする。

3 建築物用地下水の採取を規制する地域が指定された際、指定地域内で技術的基準に適合しない揚水設備を使用している者は、指定の日から二年を下らない期間で建設省令で定める期間をこえては採取することができないようにしたほか、すでに地盤が著しく沈下しているため災害の発生が予測される地域については、猶予期間を特に一年又は六月月に短縮することができることとする。

4 この法律に違反した者には、採取の制限、許可の取消し等必要な措置を命ずることができることとする。

二 議案の可決理由
 本案は、大阪府その他各地における地盤沈下に伴い発生する災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図る措置として、必要かつ緊急を要するものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十七年四月十八日
 建設委員長 二階堂 進
 衆議院議長清瀬一郎殿
 右報告する。

一 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、最近におけるわが国経済の急激な発展の傾向にかんがみ、日本固有の鉄道網を整備し、もつて産業資源の開発並びに経済交流を促進し、わが国経済の発展に貢献するため、鉄道敷設法の別表に、新たに十二の線路を追加しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、わが国の今後における経済規模の拡大的な発展の傾向にかんがみ、適切かつ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十七年四月十八日
運輸委員長 簡牛 九夫
衆議院議長清瀬一郎殿

一 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
現行法は、下請取引を公正ならしめるとともに下請事業者の利益を保護する目的で、昭和三十一年に制定されたものであるが、そのなかで、親事業者の禁止行為として、1 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと、2 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと、3 不当に下請代金の額を減ずること、4 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者

の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること、を定めている。しかし、景気の後退時期において、親事業者が金融難等を下請事業者に転嫁しようとする傾向があらわれ、現行法では規制できない面がある。親事業者の禁止行為にさらに次の三項を追加して、法の強化を図ろうとするのが本改正案の趣旨である。

- 1 不当な買いたたき行為
- 2 自社製品、手持原材料等の購入の強制
- 3 下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に親事業者の不当行為を通報したことを理由とする報復措置

二 議案の修正議決理由

本案は、下請取引を公正ならしめ、親事業者の不正な行為を防止し、下請事業者の利益の保護に寄与するための措置として有効なものとするが、支払期日、遅延利息等に関する規定を追加する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和三十七年四月十八日
商工委員長 早稲田柳右馬
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。
(下請代金の支払期日)
第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「及び下請代金の額を」並びに下請代金の額及び支払期日に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わぬこと。

第四条に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合又は第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

第四条の次に次の一条を加える。
(遅延利息)
第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

第六条中「若しくは第二号」を、「第二号若しくは第七号」に、「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法によつて下請取引の公正を図るほか、下請事業者が親事業者と対等な地位を確保するため、その自主的組織の結成及び育成を図る等各般にわたり積極的施策を講ずべきである。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三(官報課)